

自由金利型定期預金規定（証書式）

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金を自動解約とする場合は、証書表面記載の満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動的に元利金を入金します。

2. (自動継続)

(1) この預金を自動継続とする場合は、証書表面記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日の前営業日（継続をしたときはその満期日の前営業日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受け入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引き換えに、預金店で返却します。

4. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面記載の利率（自動継続後の預金については第2条第2項の利率、以下これら利率を「約定利率」といいます。）によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とした場合の利息は次項によります。

(2)① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および証書表面記載の中間利払い利率（自動継続後の預金の中間利払い利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払い日に支払います。

② 中間払い利息については、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取り扱います。

A 預金口座へ振り替える場合は、中間利払い日に指定口座へ入金します。

B 現金で受け取る場合には、中間利払い日以降とし、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、証書とともに預金店に提出してください。

③ 中間払い利息（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後に支払います。

(3) 前2項により計算した利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、証書とともに預金店に提出してください。

(4) この預金を自動継続とした場合の継続を停止したときの利息（中間払い利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(5) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払い利息が支払われている場合には、その支払い額（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

$$C \text{ 約定利率} = \frac{(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)}{預入日数}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、前号のBおよびCの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して、預金店または当行国内本支店に提出してください。

この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

6. (届け出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名・名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届け出してください。
- (2) 前項の印章、氏名・名称、住所その他の届け出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 届け出のあった氏名・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着もししくは到達しなかったとき、または預金者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出してください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出してください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に届け出してください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

証書、諸届けその他の書類等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者（個人のお客さまに限ります）は、盗取された証書を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盜難証書による払い戻し等)

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じです。）は当行に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定により補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行った場合、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (預金の支払いの停止)

- (1) 預金者が当行に対する債務のうち弁済期にあるものの支払いを怠っている場合、当行は相殺の準備のために、この預金の支払いを停止することができるものとします。
- (2) 前項によりこの預金の支払いを停止した場合、当行は、相殺をした後、または相殺をしないことを決定した後に、支払いの停止を解除します。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の

活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。
なお、第4号の異動事由は当行のホームページに掲載します。

- ① 引出し、預け入れ、振込の受け入れ、振込による払い出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(この預金の利子の支払いに係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (a) 最終異動日等に関する事項
 - (b) 休眠預金等活用法第4条第1項に定める休眠預金等移管金の納期限
 - (c) 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において、預金に係る債権が消滅すること
 - (d) 休眠預金等活用法第7条第2項に定める休眠預金等代替金の支払いに関する事項
 - (e) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (f) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ その他、休眠預金等活用法にもとづき当行が認可を受けた異動事由

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合、または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。この通知には第6条第5項は適用しません。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合

当該事由が生じた期間の満期日

- (a) 引出し、預け入れ、振込の受け入れ、振込による払い出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(この預金の利子の支払いに係るものを除きます。)
- (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)
- (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (i) 最終異動日等に関する事項
 - (ii) 休眠預金等活用法第4条第1項に定める休眠預金等移管金の納期限
 - (iii) 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において、預金に係る債権が消滅すること
 - (iv) 休眠預金等活用法第7条第2項に定める休眠預金等代替金の支払いに関する事項
 - (v) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (vi) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) その他、休眠預金等活用法にもとづき当行が認可を受けた異動事由

(e) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。
ただし、当該通知が預金者等に到達した場合、または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。この通知には第6条第5項は適用しません。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続きが終了した日

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

15.（通知方法）

この預金について、第13条に掲げる最終異動日等から9年以上経過し、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をする場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレスあてに通知します。

16.（証書の効力）

この預金を自動解約の方法により解約し、あらかじめ指定された預金口座に元利金を入金した後は、証書は無効となりますので、ただちに預金店に返却してください。

17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届け出印を押印して、ただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(利息分割受取の特約)

1. 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後または5年後の応当日を満期日とする自動解約または元金自動継続の自由金利型定期預金について、あらかじめ指定された利息受取周期ごとに利息を分割して受け取る旨の特約をした場合の利息は、自由金利型定期預金規定（証書式）第4条第2項にかかるわらず、預入日からあらかじめ指定された利息受取周期ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払い日に指定口座へ入金します。
2. 各中間払い利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
3. 利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、証書とともに預金店に提出してください。
4. この特約に定めるもののほかは、前記各規定によります。
5. (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上